

# 大館市教育研究所に関する条例

平成元年3月29日  
条例第13号

## (設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、教育に関する専門的、技術的事項の研究及び教育関係職員の研修等の用に供し、もって教育の充実に資するため、大館市教育研究所(以下「教育研究所」という。)を設置する。

## (名称及び位置)

第2条 教育研究所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	大館市教育研究所
位 置	大館市早口字上野43番地1

## (業務)

第3条 教育研究所は、設置の目的を達成するため次の業務を行なう。

- 1 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究に関すること。
- 2 教育関係職員の専門研修に関すること。
- 3 児童(幼児を含む。)及び生徒の教育相談に関すること。
- 4 教育関係資料の収集及び研究に関すること。
- 5 体育、芸術文化の振興に関すること。
- 6 その他目的達成のための必要業務。

## (職員)

第4条 教育研究所に所長その他必要な職員を置く。

## (規則への委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

## 附則

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附則(平成19年3月28日条例第16号

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

# 大館市教育委員会行政組織規則（抜粋）

平成9年3月14日改正

## 第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 機関の分類
- 第3条 事務局
- 第4条 教育機関
- 第5条 その他の教育機関

## 第2章 事務局

- 第6条 事務局の組織
- 第7条 施設
- 第8条 課の分掌事務

## 第3章

- 第9条 公民館の分掌事務
- 第10条 図書館の分掌事務
- 第11条 市民文化会館の分掌事務
- 第12条 大館市勤労青少年ホームの分掌事務
- 第13条 働く婦人の家の分掌事務
- 第14条 大館郷土博物館の事務分掌
- 第15条 鳥潟会館の分掌事務
- 第16条 児童育成施設の分掌事務
- 第17条 少年相談センターの分掌事務
- 第18条 あやめ苑の事務分掌

## 第4章

- 第20条 職員の職名及び職務

## 第5章

- 第21条 組織の特例
- 第22条 係の事務分担
- 第23条 服務等の準則

### （教育研究所の分掌事務）

第19条 大館市教育研究所に関する条例（平成元年条例第13号）に基づく教育研究所の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- （1）教科課程及び教育内容の指導に関すること。
- （2）情報教育の指導に関すること。
- （3）教職員の教育研究に関すること。
- （4）教育諸調査の実施、分析及び活用に関すること。
- （5）外国語指導助手の活用に関すること。
- （6）学校不適応児の実態把握、指導及び援助に関すること。
- （7）教材資料の収集及び情報の提供に関すること。
- （8）教育研究所の庶務に関すること。

# 大館市教育研究所運営要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、大館市教育研究所（以下「教育研究所」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (事業)

第2条 教育研究所は以下の事業を行う。

- (1) 指導法並びに教育内容を充実させるための指導・援助  
教育課程及び教育内容に関する指導  
教育諸調査の実施と分析及び活用  
外国語指導助手の活用に関すること
- (2) 指導力向上を図る教職員研修の企画・実施  
初任者研修及び各種研修講座の開設  
教職員の研究実践発表会の実施  
情報教育に関する教職員研修
- (3) 市民の要望に応える教育相談の推進  
来所相談、及び電話相談  
学校不適応児童生徒の実態把握と指導・援助  
関係諸機関との連携による教育相談
- (4) 研修や指導に生かせる資料の収集と情報の提供  
教育資料の収集と情報の提供  
所報「教育おおだて」及び研究紀要「研」等の発行  
教科書センターの管理運営
- (5) その他必要な事業

## (職名及び職務)

第3条 教育研究所に所長及びその他必要な職員を置き、その職名及び職務は、大館市教育委員会の職名及び職務に関する規則（昭和59年教育委員会規則第2号）の定めるところによる。

## (研修員)

第4条 教育研究所に研修員を置くことができる。

- 2 研修員は、市内小・中学校にその籍を置きながら、教育研究所において、課題を設定し、研修に専念するものとする。

3 研修員は、所長及び所長補佐の指導を受けて、教育の専門的事項の研究に従事する。

(非常勤職員)

第5条 教育研究所に以下の職員を置くことができる。

(1) 指導員

市内小・中学校に対して学校教育全般にわたる指導・助言を行う。

(2) 適応教室指導員

「大館おおとり教室」において、不登校児童生徒への指導・援助を行う。

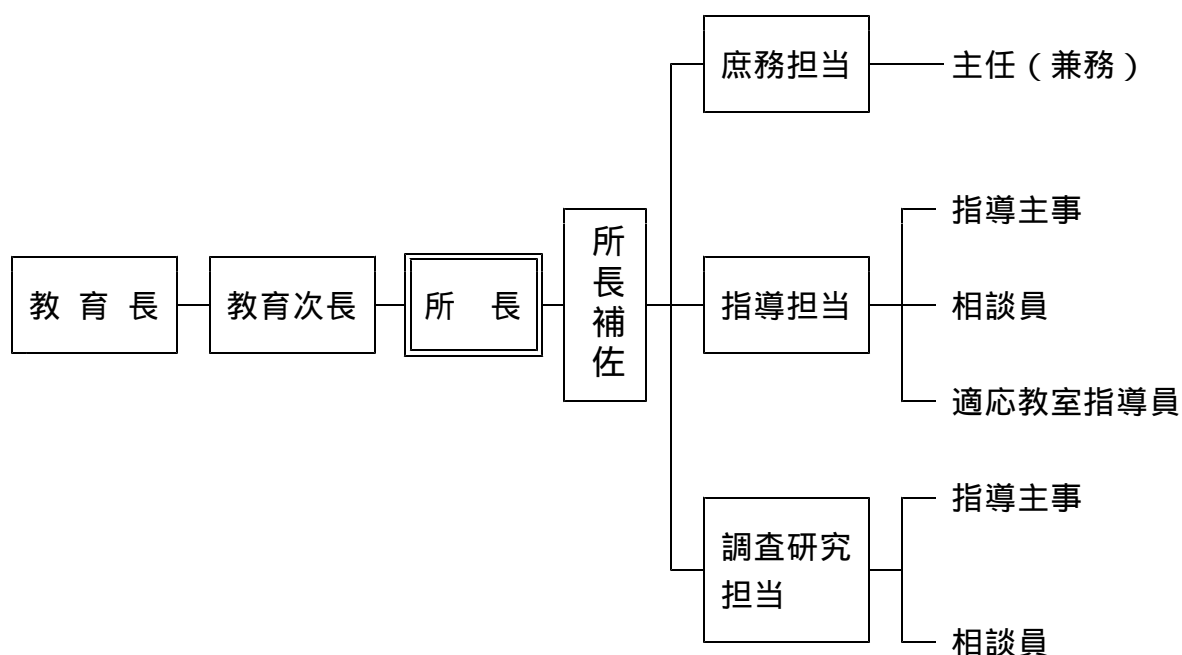
(3) 相談員

学校教育に関わる教育相談を行う。

大館市いじめ・不登校児童生徒対策事業を掌理する。

(組織)

第6条 教育研究所の組織は以下のとおりとする。



附 則

この要綱は、平成9年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。